

活用方針・導入/活用までのステップ



VLP取組概要



■ VLP活用のねらい

様々な要因で学校等へ登校できない児童・生徒に対し、新たな居場所として仮想空間を提供し、人とつながる安心感の醸成や基本的な生活習慣の確立、学習への意欲の喚起等を図り、社会的自立を支援する。

■ 対象生徒・児童

(1)羽村市立学校に在籍する児童・生徒で、在籍校や適応指導教室ハーモニースクールはむら、フリースクール等に通うことができない児童・生徒

(2)羽村市適応指導教室ハーモニースクールはむら を利用している児童・生徒

(3) 羽村市立学校に在籍し、在籍学級とは別の校内別室指導を利用している児童・生徒

(4) 羽村市立学 校に在籍し、スクー ル ソーシャルワーカーから利用勧奨のある児童・生徒

■ 運営時間

〇月～金曜日 9:00～17:00（月・火・金曜日 14:30～16:00は指導員サポートタイム）

■ 活用方法

(1) 仮想空間における子供同士、支援員等とのチャット機能によるコミュニケーション

(2)自学自習用W eb 教材・プログラミング学習用教材の利用

(3)その他 仮想空間内のイベントへの参加



VLPの導入/活用までのステップ

- ① インターネット環境等の内部調整
- ② 適応指導教室ハーモニースクールはむら指導員へ協力依頼
- ③ 運営側（指導員等）の操作練習
- ④ 運営方法について話し合い
- ⑤ 申請書等の整備
- ⑥ 学校・SC・SSWへ周知、操作
- ⑦ ルーム内の整備
- ⑧ 申請受付、アカウント配布開始
- ⑨ 教育広報紙「はむらの教育」に掲載
- ⑩ イベントの計画・実施

活動・取組み内容

活動・取組み内容

【導入前】

環境整備準備・動作テスト期間
運用方法の決定
申込書や周知用書類の作成

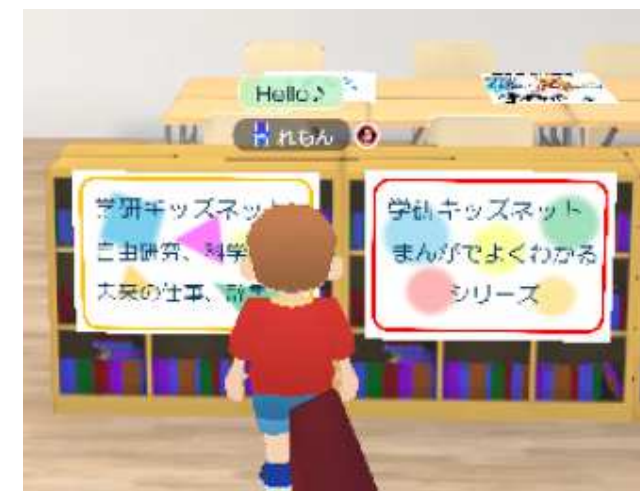
【導入初期】

校長会及び副校長会における周知
SSW連絡会及びSC連絡会における周知
ルーム内環境の整備

（右の2画像 上は適応指導教室ハーモニースクールはむらの活動の紹介写真（凧揚げ、調理実習、野菜を育てる様子など） 下は学研に承諾を得て、調べ学習やまんががよくわかるシリーズが閲覧できる「学研キッズネット」とリンク掲載）

【運用期】

イベントの開催計画（3月までに3回）
操作説明、クイズ大会、〇×ゲームなど
児童・生徒向けデジタル図書閲覧の環境整備
適応指導教室ハーモニースクールはむらの事業や活動の紹介



成果/好影響・次年度以降の方針・利用者の声

成果/好影響

- ✓ 緘黙の児童がチャットでコミュニケーションをとれた。
- ✓ イベントでは、適応指導教室ハーモニースクールはむらハーモニースクールはむらの生徒が主導して、計画作成・操作説明・進行役を担い、参加者が盛り上がった。適応指導教室ハーモニースクールはむらハーモニースクールはむらのお試しアカウントで参加した生徒たちがそれをきっかけにアカウント申請をした。
- ✓ 児童・生徒が外出が難しくても、仮想空間内でデジタル図書を読むことができた。

次年度以降の方針

- ✓ イベントの定期的な実施
- ✓ 心理士による相談時間設定の検討
- ✓ SSWを活用した周知
- ✓ 児童・生徒やその保護者へのアンケートを実施し、結果分析と反映

利用者の声



児童・
生徒

- イベントの計画や進行は、楽しかった。ゲームが好きなので、操作は抵抗なくできた。VLPの開室時間が日中なので、イベントまで夜型の生活習慣にならないように気を付けた。
(生徒)



教職員や
保護者等

- デキタスがあると、何かのきっかけで少しは勉強してくれるかな？と思います。
(保護者)

はむらの教育 令和6年9月号に掲載しました。

<https://www.city.hamura.tokyo.jp/cmsfiles/contents/0000000/712/105.pdf>

はむらの教育

教育相談室からのお知らせ

「はむらバーチャルサポートルーム」を開始しました

教育委員会では、東京都の不登校対策であるバーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業を活用し、インターネット上の仮想空間「はむらバーチャルサポートルーム」の運営を開始しました。

様々な要因で不登校や別室登校などの状態にある児童・生徒を対象に、仮想空間におけるコミュニケーションを通して人とつながる安心感を醸成する、新たな居場所と学びの場を提供します。

1 利用できる内容

- (1)仮想空間における子供同士や支援員等とのチャット機能によるコミュニケーション
- (2)自学自習用Web教材・プログラミング学習用教材

2 対象

- (1)羽村市立学校に在籍する児童・生徒で在籍校や適応指導教室、フリースクール等に通うことができない児童・生徒
- (2)羽村市適応指導教室ハーモニースクール・はむらを利用している児童・生徒
- (3)在籍学級とは別の校内別室指導を利用している児童・生徒
- (4)スクールソーシャルワーカーから利用勧奨のある児童・生徒

3 利用方法

学校から貸与のタブレット端末、又は自宅のパソコンから利用できます。

4 申込方法

教育相談室係(内線369)、又は在籍する学校にお問い合わせください。

